最終更新日：2020年1月31日

中部鋼鈑株式会社
代表取締役社長　重松久美男
問合せ先：総務部　総務室　052-661-3811
証券コード：5461
https://www.chubukohan.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「存在理念」および「経営理念」に基づき、株主をはじめ取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たし、公正で透明性の高い、社会から信頼を寄せられる経営を進めるため、コーポレートガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、実効的なコーポレートガバナンス体制の充実に努めております。
当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」としてホームページに掲載しております。詳細については以下のURLをご参照ください。
https://www.chubukohan.co.jp/c_m_s/wp-content/uploads/2020/01/bf1c2cbbd8af8798784aea93a243090d.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－2．株主総会における権利行使】
（補充原則1－2－4）
当社は現在、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳を行っておりませんが、今後、当社株式の株主構成等を勘案し、必要に応じて議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳の実施について検討を進めてまいります。

（補充原則1－2－5）
当社は、基準日時点において株主名簿に記載されている株主が株主総会における議決権を有していると判断しておりますので、信託銀行等の名義で株式を有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権行使や質問を行うことを原則認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関するガイドラインの整備について必要に応じて検討してまいります。

【原則3－1．情報開示の充実】
（補充原則3－1－2）
当社は現在、英語版の決算説明資料や招集通知等を作成しておりませんが、今後、当社株式の株主構成等を勘案し、作成を検討してまいります。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
（補充原則4－8－1．独立社外者のみの会合）
（補充原則4－8－2．筆頭独立社外取締役）
当社は現在、2名の独立社外取締役を選任しており、取締役会において、出身分野における豊富な経験と知識を活かし必要な発言をしております。独立社外者のみの定期的会合や筆頭独立社外取締役を置くことについては、必要に応じ検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．政策保有株式】
1．政策保有に関する方針
当社は、持続的発展と企業価値向上の観点から、営業上の取引関係強化、安定的資金調達、地域発展への貢献等を目的として、グループ戦略上重要な株式を政策保有株式として保有しております。ただし、保有意義が乏しいと判断される株式については縮減を検討してまいります。
2．議決権の行使
当社の持続的発展と企業価値向上に資するものであるかどうか、また投資先の健全な経営に寄与し、企業価値の向上を期待できるかどうか等を総合的に勘案し、投資先の経営方針を尊重した上で議案ごとに適切に行使してまいります。
3．取締役会での検証
個別の政策保有株式については、毎年、取締役会において保有目的、保有に伴う便益・リスク等を総合的に検証し、保有の適否を行っております。検証の結果、保有を継続すると判断した銘柄については、有価証券報告書内にその保有株数ならびに保有目的を開示しております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引を行う場合、法令に基づき、事前に取締役会における取引内容の承認を必要としております。また、監視強化のため、その取引結果について取締役会への報告を義務付けております。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社の企業年金の運用は財務部門が行っており、日本版スチュワードシップ・コードへの対応方針を表明している資産管理運用機関に委託しております。運用目標の達成状況や利益相反の管理等を継続的にモニタリングするとともに、運用受託機関からの定期的な運用報告を受け、必要に応じ資産構成の見直しを行っております。また、運用受託機関との意見交換や専門セミナーへの参加などを通じ、担当者の専門性を高めております。

【原則3－1．情報開示の充実】
1．会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、「資源リサイクル」による鉄作りを原点とする電気炉メーカーとして、社会における存在意義と社会的責任を自覚し、「企業は公器である」

という考え方の下、企業理念を策定しております。その企業理念は、当社の存在意義と事業価値を定める「存在理念」、存在理念の実現のために実践すべき経営の基本方針を定める「経営理念」、社員の心構えや行動指針を示す「行動理念」で構成され、策定以来今日まで当社の経営戦略や事業ビジョンの指針となってきました。その企業理念については、以下のURLにおいて開示しております。
https://www.chubukohan.co.jp/index/company/policy
さらに、日本の産業社会に基礎素材を提供する鋼板メーカーとしての役割を踏まえ、当社の事業活動全般に関する姿勢として、「あつい心で未来を創ります」という企業メッセージを策定し、当社をとりまくすべての人々（社員とその家族、株主、取引先）、そして地域社会の未来づくりに向けて、主体的な取り組みを続けております。また、当社グループは中期経営計画を策定し、4つの基本方針の下、「高収益企業への変身、そして未来へ」というスローガンと具体的な経営目標を定め、各事業においてさらなる成長を遂げるべくグループ全体で達成に向けて取り組んでおります。特に当社は、「100年企業を目指して、厚板専業メーカーとして培ってきた自社の特性を活かし、業界内で存在感のある企業を目指す」ことを長期ビジョンとしております。中期経営計画に基づく経営基盤の強化・拡大への取り組みを通して、長期ビジョンを目指すことが、当社の持続的成長と企業価値向上に資すると考えております。その概要については、以下のURLに開示しております。
https://www.chubukohan.co.jp/index/ir/midplan
2．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書「基本的な考え方」をご参照ください。
3．経営陣幹部・取締役の報酬決定
当報告書の［取締役報酬関係］「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。
4．経営陣幹部選解任、取締役・監査役候補指名等
当報告書の「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレートガバナンス体制の概要）」をご参照ください。
5．個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役の各候補者および経歴等については、株主総会参考書類に記載しております。また各取締役および社外監査役の選解任理由を個人別に株主総会参考書類に記載しております。

【原則４－１．取締役会の役割・責務】
（補充原則４－１－１）
取締役会規則および職務権限規程において取締役会における決議事項を明確化し、取締役会は法令および定款に定められた事項や当社および当社グループの重要事項等を審議、決定しております。また、業務項目ごとにその規模、性質、金額に応じて一定の基準を設け、その決定を経営陣に委任しております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法や名古屋証券取引所が定める基準を参考に、当社の独立性基準を策定しております。その内容については、ホームページに掲載している「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の末尾に記載しておりますので、以下のURLからご参照ください。
https://www.chubukohan.co.jp/c_m_s/wp-content/uploads/2020/01/bf1c2cbbd8af8798784aea93a243090d.pdf

【原則４－１１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
（補充原則４－１１－１）
取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、社内取締役については、経験、専門性、能力等を総合的に評価して選定することとしております。また社外取締役については、経験と知見等を考慮して選任することとし、取締役の人数は社内・社外を合わせて12名以内としております。

（補充原則４－１１－２）
事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の重要な兼職を開示しております。

（補充原則４－１１－３）
当社は取締役会の実効性のさらなる向上を目的として、全取締役および全監査役に対し、取締役会の実効性に係る自己評価のアンケートを実施しております。
2019年度の取締役会の実効性評価を行うにあたり、取締役会の役割・責務についてのアンケートを全ての取締役・監査役に配付し、その回答を得ました（回答は無記名方式）。回答の集計結果に基づき、取締役会の運営・構成・実効性の観点から分析を行い、当社の取締役会全体の実効性は十分に確保できていると考えております。
とりわけ、コンプライアンスや内部統制に関する事項、ならびにリスク管理体制の整備・運用について十分な議論が行われている点、取締役および監査役に適切な情報を提供するサポート体制において高い実効性を確保できているものと考えております。
一方、指摘のあった改善事項については適宜改善を実施しており、今後も継続的に取締役会の実効性の向上に取り組んでまいります。

【原則４－１４．取締役・監査役のトレーニング】
（補充原則４－１４－２）
取締役を対象とした研修会等については、各取締役に求められる役割と責務に応じて、知識・スキルの習得のために社外講習会や交流会に参加する機会を設けております。特に新任取締役には、取締役の義務や責任などに関する法的な知識の習得を目的として、就任後に社外の専門家による研修会を実施しております。
監査役を対象とした研修会等については、監査役の役割と責務を遂行する上で必要となる知識・スキルの習得のために必要に応じて社外講習会や交流会に参加する機会を設けております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための方針は以下のとおりです。
・当社では、個人投資家向けIRの担当部門を総務部、機関投資家向けIRの担当部門を経営企画部とし、各部門の管掌役員がそれぞれの活動を統括しております。
・対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、IR活動の計画や相互に必要な情報について積極的に情報を共有し、連携をとっております。
・個別面談以外の対話の手段としては、個人投資家向けIR活動やアナリスト向け決算説明会、工場見学会等を実施しております。
・対話において把握した株主の意見は、適宜、報告書等によってIR担当取締役へフィードバックしております。
・対話に際してのインサイダー情報の管理については、適時開示規程およびインサイダー取引規程を設けて社内における重要情報の取り扱いやインサイダー取引防止に関する体制を構築して役職員に周知するとともに、IR関連部門においては情報管理の徹底を行うよう努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中部鋼鈑取引先持株会	2,847,800	10.32
三井物産スチール株式会社	2,544,000	9.22
日鉄物産株式会社	1,260,000	4.56
阪和興業株式会社	956,000	3.46
岡谷鋼機株式会社	912,000	3.30
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	800,000	2.89
株式会社十六銀行	630,000	2.28
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	545,000	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	509,100	1.84
株式会社FUJI	500,000	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は2019年９月30日現在、自己株式2,610,915株を所有しておりますが、上記大株主の状況から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
笠松 啓二	他の会社の出身者											
佐藤　孝	公認会計士								△			
小林　洋哉	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠松 啓二		笠松啓二氏は、三井物産スチール株式会社の顧問で、同社は当社と販売における取引関係にあり、同社は当社の株主順位第2位であります。	笠松啓二氏は、長年にわたり商社において活躍し、海外勤務や会社経営に携わっていた経験を活かし、グローバルな見地から経営全般に対して提言をいただけるものと判断し、選任しております。

佐藤　孝	○	佐藤孝氏は2005年7月から7年間、監査法人の業務執行社員として当社の監査を行っており、当社の業態、企業風土などを十分理解しております。ただし、2012年6月に有限責任あずさ監査法人を退所し、以降は当社と同氏との間に取引関係はありませんでした。	佐藤孝氏は、公認会計士・税理士として企業会計に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有していることから社外取締役として職務の執行を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 なお、同氏は、証券取引所が定める独立役員の基準および当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
小林　洋哉	○	―――	小林洋哉氏は、長年にわたり企業法務や経営管理業務に携わり、また大学で法学教授を務め、法学に関し豊富な知見を有していることから、社外取締役として職務の執行を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 なお、同氏は、証券取引所が定める独立役員の基準および当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は取締役の指名・報酬の決定における客観性・透明性の向上、およびコーポレートガバナンス体制の強化を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置しております。指名報酬諮問委員会は、3名以上の取締役で構成することとし、そのうち過半数は独立社外取締役としております。同委員会において、取締役候補の指名、役員報酬制度および報酬額に関する方針等を審議し、その結果を取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を開催し、監査計画ならびに中間、期末を含む四半期ごとにレビューあるいは監査の概要と結果の説明を受け、意見交換を行っております。この他必要に応じ、随時意見交換を実施するとともに、会計監査に立会い、監査状況を確認しております。
また、常勤監査役は、内部監査室から監査計画、内部監査結果について定期的に報告を受けており、必要に応じて意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲生　豊	他の会社の出身者										△			
野村 泰弘	他の会社の出身者							○						
西垣 誠	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲生　豊	○	稲生豊氏は、2018年5月24日まで岡谷鋼機株式会社に在籍し、監査役を務めておりました。なお岡谷鋼機株式会社は販売、購買における取引先であります。	稲生豊氏は、商社の経営・法務に関する業務に従事した豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任しております。 なお、同氏は、証券取引所が定める独立役員の基準および当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
野村 泰弘		野村泰弘氏は、現在日鉄物産株式会社に在籍し、執行役員名古屋支店長を務めております。また日鉄物産株式会社は販売、購買における取引先であります。	野村泰弘氏は、長年にわたり商社において活躍し、海外の勤務も務めるなど豊富な経験と知識を、グローバルな見地から当社の経営全般の監査に活かせるものと判断し、選任しております。
西垣 誠	○	―――	西垣誠氏は、弁護士として法務の豊富な知識・経験に基づく専門的な知見を当社の経営全般の監査に活かし、社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断し、選任しております。 なお、同氏は、証券取引所が定める独立役員の基準および当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬で構成されております。このうち、業績連動報酬につきましては、当該事業年度の最終的な業績を示し株主への配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標に、株主総会にて授権された報酬等の枠内で取締役会に諮り支給しております。
また、当社は社外取締役を除く取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、2019年6月25日開催の第95回定時株主総会において決議しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役の各々の当該事業年度にかかる報酬等の総額を開示しており、その内数として社外役員合計の各々の当該事業年度にかかる報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、当社の企業価値、向上に資するための報酬体系を原則とし、経営環境、業績、職責等を考慮して適切な水準を定めることとしております。当社の役員報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬で構成されております。
また、当社は取締役報酬の客観性および透明性を確保するため、指名報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬方針、個別報酬等について審議を行うこととしております。
各取締役の個別の報酬等については、株主総会で承認された総額(年額)の範囲内で、指名報酬諮問委員会において審議し、取締役会にて決定しております。監査役の報酬については、株主総会で承認された総額(年額)の範囲内で、監査役相互の協議に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

懸案事項については社内役員もしくは総務担当部門が直接訪問し説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
太田　雅晴	相談役	当社代表取締役経験における知見の活用と助言、および地域経済や社会貢献に関する対外的活動等	非常勤・報酬有	2017/06/22	定めあり

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

・当社は取締役等を退任した者に対して相談役を委嘱する場合があります。
・相談役は，当社の業務執行・意思決定には一切関与しておりませんが，経営陣の求めに応じ意見を述べております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であります。取締役会は、迅速かつ的確な経営判断を行うため、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に開催しております。取締役会では、法令で定められた事項のほか、対応すべき経営課題や重要事項の決定について十分な議論、検討を尽

くしたうえで意思決定を行うことを基本としており、当社グループ全体の重要事項の意思決定と、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営効率の維持･向上に努めております。社外取締役は、その出身分野における豊富な知識および経験に基づき、独立した立場で取締役会に出席し、審議に関して適宜提言を行うなど、経営の監督にあたっております。

また、経営の基本方針および業務執行の重要事項に関し、社長を中心として協議･決定する機関として、常勤の取締役･監査役で構成される常勤役員会を、原則として月2回開催し、部門活動の総合調整と経営全般にわたる管理統制を行っております。

当社は取締役の指名･報酬の決定における客観性･透明性の向上、およびコーポレートガバナンス体制の強化を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置しております。同委員会において、取締役候補の指名、役員報酬制度および報酬額に関する方針等を審議し、その結果を取締役会に答申しております。

監査役については、監査役会が定めた監査役監査基準、年間の監査計画および職務の分担に基づき、取締役会の意思決定と業務執行の状況について監査を行っております。

会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。監査役は会計監査人と定期的に会合を開催し、監査計画ならびに中間、期末を含む四半期ごとにレビューあるいは監査の概要と結果の説明を受け、意見交換を行っております。このほか必要に応じ、随時意見交換を実施するとともに、会計監査に立会い、監査状況を確認しております。

内部監査体制については、代表取締役社長直轄の内部監査室(室員1名)を設置しております。内部監査室は、当社およびグループ会社の財産ならびに業務運営の状況について適正性と効率性の観点から監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性について検証･評価を行い、監査の結果は代表取締役社長、監査役ならびに常勤役員会に報告しております。また、必要に応じ、監査役、会計監査人と相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業内容から、独立性を有する社外監査役を含む監査役会が、取締役の業務執行を監査する監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。また、社外取締役については、経営の方針や経営改善についてその知見に基づく助言を行うとともに、取締役会の重要事項に関する意思決定を通じて経営の監督へ積極的に関与しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の18日前を目処に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただくため、集中日を回避して開催しております。
その他	株主総会終了後、会社説明会を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基本方針、基準等を定めた「IRポリシー」を制定し、当該ポリシーに基づいた情報開示を積極的に進めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会後や、証券会社の主催等により個人投資家向けの会社説明会を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、東京の証券アナリスト協会でアナリスト向け決算説明会を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、会社説明会資料、期報告書、環境報告書などを掲載しております。 ＵＲＬ:https://www.chubukohan.co.jp/	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部総務室（個人投資家向け担当）、経営企画部（証券会社・アナリスト向け担当）	
その他	2009年より名古屋証券取引所が主催するＩＲエキスポに出展し、個人投資家とのコミュニケーションを図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレートガバナンスに関する基本方針」・「企業（存在）理念」、「企業行動規範」に株主をはじめとするステークホルダーからの負託に応える旨を定め、ステークホルダーとの適切な協働に取り組んでおります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しております。（2006年にISO14001:2004版初認証取得、2018年にISO14001:2015版認証取得） 環境保全活動の詳細は、2010年から毎年発行し、ホームページに掲載しております「環境報告書」で公開しております。 また、近隣住民・小学校向けの工場見学会を実施するとともに、近隣町内会役員との定期的な話し合いの場を設けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令に基づく開示以外にも、ステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）について、当社ホームページに掲載する等により積極的な情報提供を行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は「企業理念」および「存在理念」に基づいたコーポレートガバナンス体制の充実のため、内部統制システムの整備・運用・改善に努めます。その整備状況については以下のとおりです。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1) 当社および当社グループの役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。
2) 当社は、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるためリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行う。なお、重要事項については常勤の役員で構成する会議および取締役会に報告する。
3) 当社および当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、又は早期発見して是正する。
4) 内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議ならびに監査役に報告する。
5) 当社および当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行および決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査役の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1) 当社は、当社および当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会および品質、環境、防災、安全衛生に係るリスクを担当する各委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っていく。
2) 取締役は管掌又は担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育および内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。
3) 取締役は重大な損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議および取締役会ならびに監査役に報告し、対処する。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1) 重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。
2) 取締役会は代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。
3) 当社および当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議および取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。
4) 監査役は各種の重要な会議に出席し意見を述べることとする。
5) 当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびにその他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1) 当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
2) 当社から子会社の取締役および監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。
3) 子会社は夫々の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを整備する。
4) グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。
5) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
1) 当社は監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。
2) 前項の具体的な内容は、監査役の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で、取締役と監査役が意見交換して決定する。
3) 当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査役の同意を得ることとする。
4) 当該使用人は監査役の職務を補助する業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1) 当社および当社グループの取締役および使用人は、下記の事項について監査役の出席する会議において報告する。また、監査役の求めに応じて随時報告する。
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・取締役および使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実
2) 当社および当社グループは、前号に従い監査役への報告を行った役職員に対して、不利益な取り扱いを行うことを禁じる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 監査役と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査役が適宜意見を述べる機会を確保する。
2) 当社は、監査役が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。
3) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、内部統制システムの基本方針の中に記載し、また不当要求等への対応については、愛知県企業防衛対策協議会に加盟し、さらに愛知県警暴力追放愛知県民会議等とも連携して反社会的勢力に関する情報収集を行い、社内体制を整備するとともに、役職員への周知徹底を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社株式の大規模買付行為への対応方針における会社の支配に関する基本方針は次のとおりです。

⑴ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容
当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。
当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様に当該大規模買付に応じるべきか否かを判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

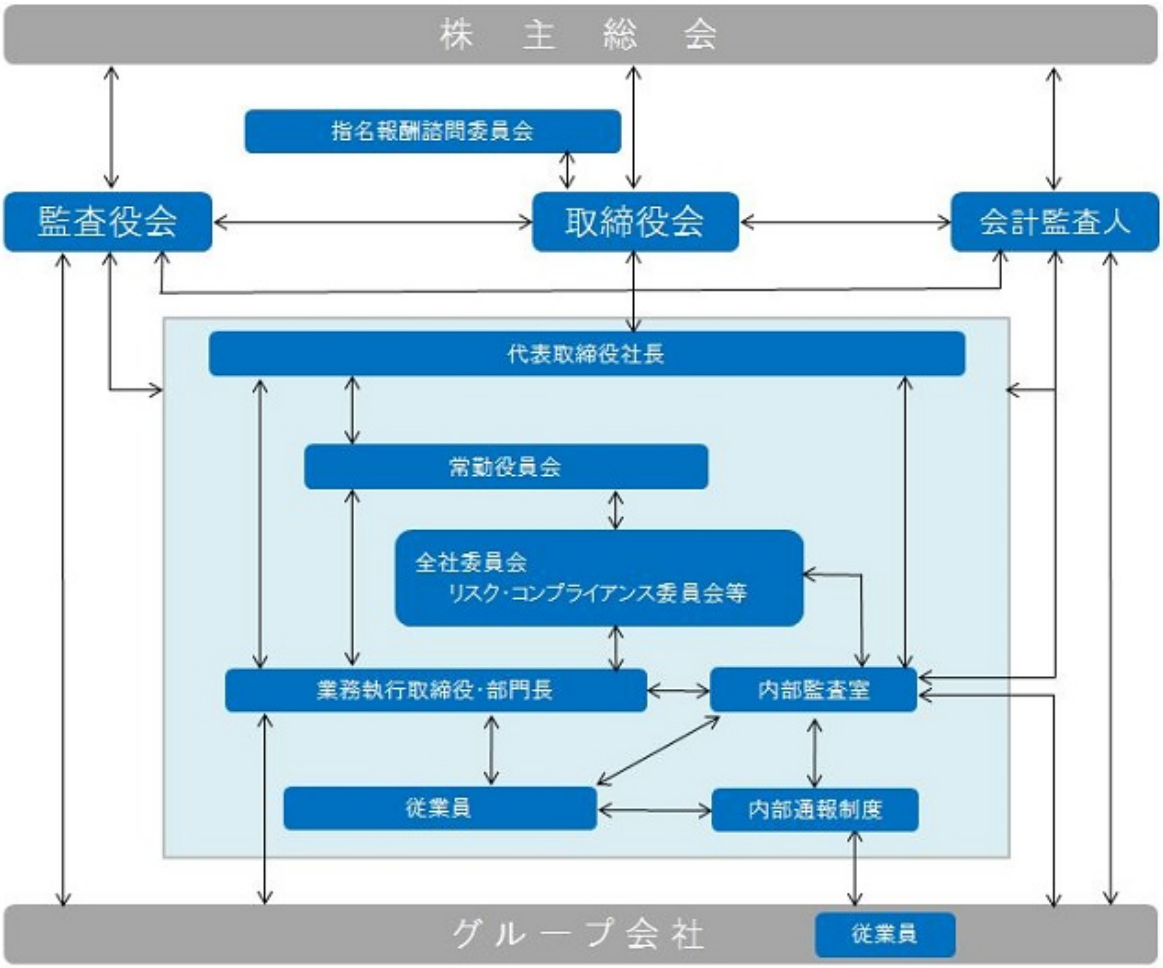
⑵ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、2018年５月18 日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続を決議し、同年6月22日開催の第94回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付けを阻止することを目的としております。
本対応方針は、2005年５月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の３つの原則に準拠し、かつ、2008年６月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。
また、議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社の設定する大規模買付ルールに定める用件(必要かつ十分な情報の提供および評価期間の経過)を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置のひとつとしての新株予約権の無償割当ては、1）当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、および2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。
さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外監査役・社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。
なお、本対応方針の有効期間は、第94回定時株主総会後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会又は取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。
当社は、本対応方針を、2018年５月18日付「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続について」として公表しております。

⑶ 上記(2)の取組みに対する当社取締役会の判断
上記(2)の対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効および延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。さらに、本対応方針の継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっており、その内容において、公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次の通りです。
「決定事実及び決算に関する情報」については、取締役会規則に定めあるものについては取締役会に付議承認を得、それ以外は社内規程に基づく、常勤役員で構成する常勤役員会の付議承認を得て、証券取引所に予め届け出た情報取扱責任者が、遅滞なく適時開示を行っております。
「発生事実に関する情報、子会社に関する情報」については、情報取扱担当部門（総務部）に集約され、社長への報告を経て上記の情報取扱責任者が、遅滞なく適時開示を行っております。
以上の開示情報は、すべて証券取引所への開示後、当社のホームページに掲載しております。

＜会社の機関及び内部統制等の関係＞



※矢印は、選解任、監査・監督、報告、指示、連携、諮問、答申等を示す